



## 家電4品目は市では処理できません

家電4品目は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、処理方法が次の通りに決まっています。ごみ一時集積所や津市の施設には搬入できませんので、ご注意ください。



集積所に誤って出された家電

家電4品目を一時集積所に間違えて出す人がいるので、困っています。



### 家電4品目とは



エアコン



テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

### 家電4品目の処理方法は次の通り

- ① 家電製品(家電4品目)を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼



- ② 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引き取り場所に持ち込む



リサイクル料金について  
家電リサイクル券センター  
(☎0120-319640)



リサイクル料金

津市内の指定引取場所について  
株式会社タヤマ  
高茶屋小森上野町1143

- ③ 家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼



家電リサイクル券を取り扱っている収集運搬許可業者は津市ホームページをご覧ください。か、環境政策課へ



家電リサイクル券を取り扱っている収集運搬許可業者

処理方法

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258